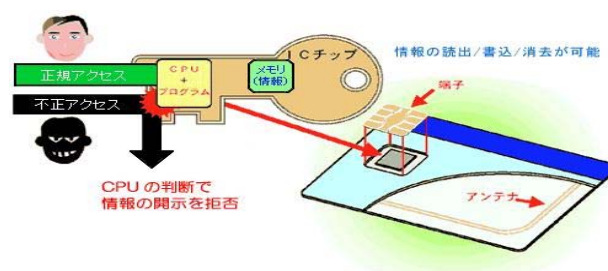


# 公的個人認証サービスによる電子証明書の取得

公的個人認証サービスとして都道府県知事の発行する電子証明書の取得に際し、必要な書類等は下記のとおりです。(イメージ図は、ビックカメラホームページより転載)



- (1) 申請先  
本人の住所地の市町村窓口(市民・住民課)
- (2) 申請者  
本人が出向き、受領しなければならない。
- (3) 提出書類等
  - ① 住民基本台帳カード交付申請書
  - ② 電子証明書新規発行/更新申請書
  - ③ 印鑑
  - ④ 身分証明書(運転免許証等写真付のもの)
  - ⑤ 写真(写真付カードが望ましい)
  - ⑥ 発行手数料 1,000円 ⑦ 有効:3年
- (4) 暗証番号  
(4桁)を設定する。
- (5) 鍵ペア作成  
申請者(代表者)自身が、窓口の装置で作成し提出
- (6) ICカードに電子証明書を格納
- (7) 交付
  - ① ICカード格納電子証明書 ② 「公的個人認証サービスクライアントソフト(CD-ROM) ③ 説明書



## 都道府県知事の自己証明書

- ◆ 自己証明書とは、認証局(都道府県知事)が、自身を証明するために発行する証明書です。
- ◆ フィンガープリントとは、拇印や指紋という意味で、自己署名証明書のデータから計算される数値です。例示すれば、次のとおりです。

(ハッシュ関数)

SHA-1

(フィンガープリント)

2DFF6336E33A4829AA099F1A180IEE7BBA582bb

- ◆ 都道府県知事の自己署名証明書は、利用者が官職証明書検証サービス(電子申請等に対する行政機関からの結果通知書等が確かに当該行政機関から出されたものであることを確認サービス)を利用する際に、検証結果に付与された都道府県知事の電子署名を検証する場合等に利用されます。
- ◆ 個人認証サービスブリッジ認証局(都道府県知事)の自己署名証明書は、利用者が公的個人認証サービスポータルサイトを参照するとき、Web サーバーの正当性を確認する場合等に使用されます。